

令和2年3月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和2年3月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和2年3月25日(水)午後1時30分から午後1時55分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会長：1番：花野 隆雄	会長代理：2番：水澤 正明
委員：3番：忠 貞夫	委員：4番：榎本 太
委員：5番：森田 謙	委員：6番：田村 信秀
委員：7番：南波 雅子	委員：8番：緒形 文一
委員：9番：馬場 勝	委員：10番：西奈美 公平
委員：11番：川上 勝之	委員：12番：松村 智
委員：13番：今井 輝子	委員：14番：阿部 実

農地利用最適化推進委員(8人)

委員：中条：15番：志村 政美	委員：中条：16番：佐藤 隆
委員：乙：17番：小泉 正	委員：乙：18番：安城 守英
委員：築地：19番：白塚 幸二	委員：築地：20番：小熊 威
委員：黒川：21番：今井 明	委員：黒川：22番：小野 金一

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第4号議案 胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について

第5号議案 胎内市農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和2年3月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番忠貞夫委員、4番榎本太委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、2月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>2月28日、農業者年金受給者連盟総会が植木屋で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>3月9日、中村浜地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、水澤委員、小熊委員に案件を審査していただきました。</p> <p>3月16日、新潟県農業会議第48回常設審議委員会がJA新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>3月18日、3月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様に案件を審査していただきました。</p> <p>事前審査会終了後、最適化推進活動報告会を開催し、各々の活動について報告いただきました。</p> <p>3月19日、胎内市農業再生協議会幹事会が市役所5階和室で開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件、贈与が1件の計2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、菅田地内の畑について売り渡しするもので、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>2番の案件は、譲渡人からの要望により、菅田地内の田について贈与するものであります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、3番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願い</p>

	<p>します。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 3 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、3 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 1 件、贈与が 1 件の計 2 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 3 件、宅地造成のための転用が 1 件の計 4 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕畑において、建売住宅を建築するための転用であり、申請面積は 361 m²、建築面積は 62.94 m²で、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、申請面積は 266 m²、建築面積は 56.72 m²で、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の田において、土地造成を行い宅地分譲するための転用であり、所要面積は 2,857 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p>

	<p>4番の案件は、鴻巣地内の休耕田及び休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、以前に転用許可を受けた案件であります。計画変更により当初計画者から第3者への承継となることから、転用許可申請が必要となるものであります。申請面積は444㎡、建築面積は変更となり69.56㎡で、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、3番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築のための転用が3件、宅地造成のための転用が1件の計4件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第3号議案は、所有権移転と利用権設定及び利用権移転がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の所有権移転について、ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p>

	<p>第3号議案の所有権移転は、売買が1件であります。</p> <p>1番の案件は、中村浜地内の畑について、譲渡人は高齢で農業後継者も居ないことから、売り渡しを希望されたものであります。</p> <p>譲受人は、近郊農地を耕作しており、経営状況等も問題がない農業者で、経営の拡大につながるものと期待できます。</p> <p>売買価格は、総額〇〇円、10a当たり〇〇円であります。</p> <p>第3号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、2番水澤正明あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>
2番	<p>第3号議案の所有権移転の1番についてご報告いたします。</p> <p>去る3月9日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は現在の耕作者が高齢であること、農業後継者が居ないことを理由に農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は近郊農地を耕作しており、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をよろしく願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の所有権移転の事前審査結果について、3番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
事務局	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>第 3 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p> <p>賛成多数と認めます。 よって、第 3 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案の利用権設定を審議といたします。 事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 3 号議案の利用権設定について、ご説明いたします。 議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 9 件、使用賃借権を新規に設定するものが 3 件、賃借権を新規に設定するものが 9 件、使用賃借権を再設定するものが 3 件、賃借権を再設定するものが 28 件の、計 52 件であります。</p> <p>1 番から 3 番は、中間管理事業により 16 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、17,200 円から 23,000 円であります。 議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>4 番から 9 番は、中間管理事業により 11 年間から 16 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、16,000 円から 20,000 円であります。 議案書 6 ページをお願いします。</p> <p>10 番は、経営移譲により 10 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。 11 番は、労力不足により 5 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。 12 番は、新規就農により 5 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。 この方は苗字と住所が違いますが親子であり、今後住所の異動し営農するとのことです。</p> <p>13 番から 15 番は、新規就農により 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円、又はコシヒカリ 120 kg であります。 議案書 7 ページをお願いします。</p> <p>16 番と 17 番は、新規就農により 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリ 120 kg であります。</p> <p>18 番から 21 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、14,000 円から 28,000 円、又はコシヒカリ 90 kg であります。 議案書 8 ページをお願いします。</p> <p>22 番から 24 番は、労力不足により 3 年間から 10 年間の使用賃借権を再設定するものであります。</p> <p>25 番から 27 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、17,200 円であります。 議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>28 番から 33 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設</p>

	<p>定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、12,000 円から 17,200 円であります。</p> <p>議案書 10 ページをお願いします。</p> <p>34 番から 39 番は、労力不足により認定農業者に 4 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、15,000 円から 30,000 円、又はコシヒカリ 90 kg であります。</p> <p>議案書 11 ページをお願いします。</p> <p>40 番から 45 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、10,000 円から 14,000 円であります。</p> <p>議案書 12 ページをお願いします。</p> <p>46 番から 51 番は、労力不足により認定農業者に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、7,000 円から 10,000 円、又はコシヒカリ 80 kg であります。</p> <p>議案書 13 ページをお願いします。</p> <p>52 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は、コシヒカリ 60 kg であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の事前審査結果について、3 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、労力不足等により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 9 件、使用賃借権を新規に設定するものが 3 件、賃借権を新規に設定するものが 9 件、使用賃借権を再設定するものが 3 件、賃借権を再設定するものが 28 件の、計 52 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくご願ひいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
20 番	<p>議案書の金額欄に空白があるのはどうしてですか。</p>
事務局	<p>空白がある案件は、全て使用賃借権であります。貸し借りに金額が発生しないため空白になっております</p>
議長	<p>他に質問がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p>

	<p>第 3 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権移転について審議いたします。</p> <p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権移転をご説明いたします。</p> <p>議案書 13 ページをお願いします。</p> <p>1 番と 2 番は、経営移譲により利用権を移転するもので、残りの期間をこれまでの契約内容で引き継ぐものであります。</p> <p>第 3 号議案の利用権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権移転の事前審査結果について、3 番忠貞夫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
3 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権移転は、経営移譲により利用権を移転するものであります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりで、事前審査会では、承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権移転について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権移転は、承認することに決定いたしました。</p>

事務局	<p>次に、第4号議案「胎内市農業委員会事務局設置規則の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p> <p>第4号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書14ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の農業委員会事務局設置規則の一部改正につきましては、地方自治体における臨時・非常勤職員の各制度が、令和2年4月1日より会計年度任用職員として制度が統一されることに伴い、改正をするものであります。</p> <p>主な改正内容といたしましては、パート職員を会計年度任用職員に改め、会計年度任用職員の任命、特別休暇の承認などの専決事項を明確にするものです。</p> <p>これは、政府の働き方改革や同一労働同一賃金などもありますが、地方自治体で働くパート職員の中でも臨時職員であったり非常勤職員であったりと、制度がバラバラだったものを会計年度任用職員として統一するものです。農業委員会事務局の臨時職員も4月1日からは会計年度任用職員として雇用されることとなります。現状で何が変わるかと申しますと、雇用体系がはっきりして待遇が少し良くなると思ったところでしょうか。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第4号議案について、事務局説明のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第4号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第5号議案「胎内市農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案を説明いたします。</p> <p>本日本配りした議案書をお願いいたします。</p> <p>第5号議案は、先週18日に発表された胎内市職員の人事異動の内示に伴いまして、4月1日付けで異動発令となる農業委員会事務局職員の転出及び転入に関する案件であります。</p>

	<p>異動する職員は、農業委員会の職を免ずる者として、健康づくり課へ転出することとなりました佐藤いずみ主任であります。</p> <p>また、同日付けで転入し、農業委員会事務局職員として任命される者は、健康づくり課平櫛佳織主任であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案は、人事に関する案件でありますので、質疑を省略し採決します。</p> <p>第5号議案について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第5号議案は承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和2年3月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和2年 3月25日

議 長

3 番

4 番
